

株 主 各 位

名古屋市港区船見町1番地86

株式会社ダイセキ環境ソリューション

代表取締役社長 二 宮 利 彦

## 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月25日（水曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市港区船見町1番地86  
株式会社ダイセキ 本社ビル 4階 会議室

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第20期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第20期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の設定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.daiseki-eco.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府及び日銀の積極的な金融・経済政策を背景に、企業収益は好調に推移しており、雇用・所得環境にも改善が見られ、緩やかな回復基調が続いておりました。しかしながら、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速懸念、米国の金融政策正常化に向けた動きや原油価格の動向に対する懸念から株式市場が乱高下するなど、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす不動産市況は、ここ数年減少傾向にあった土地取引も、その件数は平成24年より増加に転じ、平成25年は前期比7.4%増まで回復したものの、平成26年以降は僅かながら減少に転じており、その趨勢は右肩上がりでも継続しているとは言い難い状況でありました。一方、国内の住宅市場においては低金利融資の継続や各種住宅取得優遇政策等により、底堅い需要が続いております。また、国内建設市場においては、公共投資は堅調に推移し、民間設備投資も回復傾向にあるものの、建設技能者の不足に伴う労務費の上昇や建設資機材価格の価格上昇が懸念され、先行きの不透明感がぬぐえない状況にあり、当社グループを取り巻く環境も一部懸念材料を抱えた状況で推移してまいりました。

このような背景のもと、土壌汚染調査・処理事業を中心にリサイクル分野や環境分析分野への展開も積極的に進める一方、外注費を含め広範囲にわたる原価低減を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は19,086百万円(前期比48.6%増)、営業利益は2,516百万円(同105.2%増)、経常利益は2,521百万円(同106.3%増)、当期純利益は1,516百万円(同112.1%増)となりました。

なお、セグメント別の状況は次のとおりであります。

[土壌汚染調査・処理事業]

公共投資の堅調な推移を踏まえた国内建設市場や住宅市場の底堅い動きを下支えとし、引き続き営業体制の強化及びグループ会社間の連携強化による情報収集の強化を図り、新たな需要の開拓に注力してまいりました。特に土木工事関連の大型案件が大きく寄与した結果、売上高16,971百万円（同47.3%増）、営業利益2,829百万円（同106.6%増）となりました。

[廃石膏ボードリサイクル事業]

建設市場の底堅い動きに支えられ、需要は順調に伸びましたが、新工場の稼働及びライン増設に伴う償却費負担が影響した結果、売上高1,195百万円（同54.6%増）、営業利益82百万円（同52.5%減）となりました。

[その他]

P C B関連事業の荷動きがやや低調であったことに加え、原油価格が下がったことにより、バイオディーゼル燃料の需要が鈍ったものの、埋設廃棄物の処理等が堅調に推移した結果、売上高1,091百万円（同52.7%増）、営業利益130百万円（同40.3%増）となりました。

## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新たな資金調達はありません。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は735百万円で、その主なものは、仙台リサイクルセンター建設で64百万円、P C B事業部の積替保管施設建設110百万円、株式会社グリーンアローズ九州ライン増設153百万円、株式会社グリーンアローズ中部第2工場（名港工場）固化材混練プラント119百万円等であります。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 17 期<br>(平成25年2月期) | 第 18 期<br>(平成26年2月期) | 第 19 期<br>(平成27年2月期) | 第 20 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年2月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 7,509                | 10,585               | 12,842               | 19,086                            |
| 経 常 利 益(百万円)   | 600                  | 1,266                | 1,222                | 2,521                             |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 298                  | 712                  | 714                  | 1,516                             |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 24.95                | 59.03                | 51.15                | 108.51                            |
| 総 資 産(百万円)     | 7,902                | 10,774               | 12,377               | 14,542                            |
| 純 資 産(百万円)     | 5,313                | 7,653                | 8,364                | 9,797                             |

- (注) 1. 当社は、平成25年9月1日付けで株式1株につき100株の株式分割を行いました。また、平成27年9月1日付けで株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第17期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社は、第18期に公募による時価発行増資（純資産の増加額624百万円）、第三者割当による時価発行増資（純資産の増加額884百万円）及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資（純資産の増加額93百万円）を行っております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 第 17 期<br>(平成25年2月期) | 第 18 期<br>(平成26年2月期) | 第 19 期<br>(平成27年2月期) | 第 20 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年2月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 6,853                | 9,857                | 12,077               | 17,910                          |
| 経 常 利 益(百万円)   | 461                  | 1,077                | 1,046                | 2,438                           |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 254                  | 654                  | 654                  | 1,490                           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 21.24                | 54.22                | 46.81                | 106.66                          |
| 総 資 産(百万円)     | 7,632                | 10,398               | 11,779               | 13,848                          |
| 純 資 産(百万円)     | 5,160                | 7,392                | 7,992                | 9,361                           |

- (注) 1. 当社は、平成25年9月1日付けで株式1株につき100株の株式分割を行いました。また、平成27年9月1日付けで株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第17期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社は、第18期に公募による時価発行増資（純資産の増加額624百万円）、第三者割当による時価発行増資（純資産の増加額884百万円）及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資（純資産の増加額93百万円）を行っております。

## (5) 対処すべき課題

環境に対する社会的な関心は、放射能災害という事実を踏まえ、ますます多面的に広がることが予想されており、同時に地球温暖化問題をはじめとした環境保護の考えは世界共通の認識として捉えられ、わが国においても様々な面での法制化が進展しております。また、「土壤汚染対策法」の改正法がスタートして6年が経過し、今後は規制強化の効果が浸透する中でますます競争に厳しさが増してくるものと思われれます。

今後につきましては、受注活動のさらなる広域化を図るとともに一層の土壤処理設備の充実及び土壤汚染調査・処理技術の向上に努め、顧客のニーズに的確に対応するとともに、以下のような課題と諸策に取り組み、他社との差別化をより一層進展させ、業容の拡大を図ってまいります。

### ① 人材の育成

当社グループの主たる業務は、「土壤汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法的規制を受けております。従って、コンプライアンス及び専門的知識に基づいた適切な対策を顧客に提言することが当社グループの使命であり、また、それに対して管理体制を強化していくことが当社グループが成長するための重要な要素であると認識しております。

そのような認識のもとで、社内勉強会、社外講習会の受講及び各種資格取得の奨励等により、法令遵守及び専門知識の習得に重点を置いた人材育成を積極的に進めるとともに、人材の確保を進めてまいります。

### ② 事業所展開

当社グループは、全国の営業エリアを、本社（名古屋市港区）、東京本社（東京都港区）及び関西支社（大阪市大正区）の3営業拠点と、名古屋リサイクルセンター（愛知県東海市）、横浜リサイクルセンター（横浜市鶴見区）、大阪リサイクルセンター（大阪市大正区）、バイオエナジーセンター（愛知県東海市）及び東海リサイクルセンター（愛知県東海市）の5リサイクルセンターを主たる活動拠点として対応しておりますが、今後の当社グループの成長には、さらに地域に密着した営業展開と、3営業拠点以外の地域の需要の開拓が重要な要素になると考えております。

当社グループとしましては、関東地区、関西地区、東海地区を重点営業エリアと考え事業展開を行う一方、中国・九州地区及び東北地区を含

め、各地区での営業強化のための人員、設備の充実を今後とも積極的に進めてまいります。

なお、前連結会計年度より建設を進めておりました仙台リサイクルセンターは、必要な許可関係も整い、平成27年4月より操業を開始し、また、平成27年6月には広島市に西日本営業所を開設いたしました。

### ③ 多様化する環境問題への対応

環境問題に関する規制は、今後も強化される傾向にあり、新たな環境問題が顕在化する可能性も否定できません。今後発生する環境問題であっても、「現状認識のための調査・分析」と「リサイクル技術の応用」は、問題解決のための重要な要素になると考えております。従って、当社グループは、自社の保有する調査・分析機能及びリサイクル処理のノウハウを駆使し、多様化する環境問題に対する的確なソリューションを提供することにより、事業分野の多角化を図ってまいります。

## (6) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社グリーンアローズ中部及び株式会社グリーンアローズ九州）により構成されており、株式会社ダイセキの企業グループに属しております。

当社グループは、汚染土壌の調査・処理事業、廃石膏ボードリサイクル事業、廃蛍光灯等リサイクル事業及び環境分析事業を主な事業内容としております。

セグメント別の事業内容は次のとおりであります。

### ① 土壌汚染調査・処理事業

汚染土壌の調査から浄化処理まで一貫して請負っております。調査計画を立案するコンサルティング業務から、現地調査、サンプリングした土壌の分析、汚染土壌の処理まで、全工程を自社グループで対応できる「土壌汚染対策のトータルソリューション企業」であることが当社グループの特徴です。

#### (土壌汚染調査部門)

地歴等を調査する資料等調査、現地ボーリング調査、サンプル土壌の分析を行っております。また、調査計画の立案から調査結果に基づいた土壌処理対策の提案まで、調査にかかわる全工程を自社グループで対応できるため、情報管理、迅速性、価格競争力等で他社との差別化を図っております。

### (土壌汚染処理部門)

主な処理方法としては汚染土壌の掘削除去です。掘削除去した土壌は、当社グループのリサイクルセンターで加工され、セメント原料として再利用されます。掘削除去は、浄化の確実性と迅速性に優れた処理方法ですが、除去した土壌の適正処理にコストがかかる傾向があります。当社グループは、セメントのリサイクル原料に加工することにより、土壌の処理費用を低減することで、他社との差別化を図っております。また、さらなる競争力強化のため、VOC汚染土壌浄化施設及び重金属汚染土壌洗浄施設を名古屋リサイクルセンター内に設置し、処理方法の多様化を推進しております。

### ② 廃石膏ボードリサイクル事業

建物の解体現場等から排出される廃石膏ボードを選別・破碎・ふるい分け等により製造した石膏粉を石膏ボードメーカーに納品するとともに、石膏粉を主原料とした固化材を製造販売しております。

### ③ その他

#### (リサイクル事業)

主に廃蛍光灯の収集運搬及び破碎処理と廃乾電池、廃バッテリーの収集運搬を行っております。廃蛍光灯、廃乾電池は微量ながら水銀を含んでいるため、適正に水銀を回収しリサイクルを行っている最終処分業者に、また、廃バッテリーは鉛のリサイクルを適正に行っている中間処理業者に、それぞれ処理を委託しております。

#### (環境分析事業)

主に産業廃棄物及び土壌の分析を行っております。当社グループは、このような環境分析に関する「計量証明事業」の認定を受けているため、特に土壌の分析については、当社グループの加工したリサイクル原料の品質管理という観点から、原料を使用するセメント工場からの信頼性の向上に役立っております。

#### (BDF事業)

主に廃食用油にメタノール等を加えエステル交換反応等により生成するバイオディーゼル燃料(BDF)を製造販売しております。

#### (PCB事業)

主に微量PCB汚染廃電機器(微量PCB廃棄物)の銘板調査から撤去処分、行政対応まで一貫して対応しております。

#### (その他)

主に賃貸マンションの経営及びその他商品の販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（平成28年2月29日現在）

① 主要な営業所及び工場

|                   |                   |           |
|-------------------|-------------------|-----------|
| 株式会社ダイセキ環境ソリューション | 本 社               | 名古屋市港区    |
|                   | 東 京 本 社           | 東京都港区     |
|                   | 関 西 支 社           | 大阪市大正区    |
|                   | 東 北 支 店           | 仙台市青葉区    |
|                   | 名古屋リサイクルセンター      | 愛知県東海市    |
|                   | 横浜リサイクルセンター       | 横浜市鶴見区    |
|                   | 大阪リサイクルセンター       | 大阪市大正区    |
|                   | 仙台リサイクルセンター       | 仙台市青葉区    |
|                   | バイオエナジーセンター       | 愛知県東海市    |
|                   | 名古屋トランシッピングセンター   | 愛知県弥富市    |
| 株式会社グリーンアローズ 中部   | 東海リサイクルセンター（本社工場） | 愛知県東海市    |
|                   | 名 港 工 場           | 名古屋市港区    |
| 株式会社グリーンアローズ 九州   | 九州リサイクルセンター       | 福岡県糟屋郡宇美町 |

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

| セ グ メ ン ト             | 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------------|---------|-------------|
| 土 壌 汚 染 調 査 ・ 処 理 事 業 | 69名     | 2名増         |
| 廃 石膏ボードリサイクル事業        | 9名      | 4名増         |
| そ の 他                 | 17名     | 2名増         |
| 全 社 （ 共 通 ）           | 24名     | 7名増         |
| 合 計                   | 119名    | 15名増        |

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数の増加は、主として事業拡張に伴う採用によるものであります。

ロ. 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 110名    | 11名増      | 40.7歳   | 7.1年        |

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数の増加は事業拡張に伴う採用によるものであります。



## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

| 会社名      | 資本金      | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係                |
|----------|----------|-------------|-----------------------|
| 株式会社ダイセキ | 6,382百万円 | 54%         | 産業廃棄物処理の受託・委託、環境分析の受託 |

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                  |
|-----------------|-------|----------|--------------------------|
| 株式会社グリーンアローズ 中部 | 90百万円 | 54%      | 廃石膏ボードのリサイクル<br>固化材の製造販売 |
| 株式会社グリーンアローズ 九州 | 90百万円 | 58%      | 廃石膏ボードのリサイクル             |

## (9) 企業集団の主要な借入先の状況（平成28年2月29日現在）

| 借入先           | 借入額    |
|---------------|--------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 270百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 270百万円 |
| 株式会社三井住友銀行    | 270百万円 |

## (10) 剰余金の配当方針

当社は、株主の皆様への利益還元と同時に、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保の確保が最も重要な経営課題のひとつであると認識しております。当社は発展途上の過程にあり、当面は今後の事業展開に備え、経営体質を強化するために必要な内部留保の充実を図り、一層の業容拡大を目指すことが株主の皆様に対する利益還元につながるものと考えております。

このような方針のもとに、今後につきましても、内部留保を充実させる一方、配当による利益還元も適宜実施してまいります。

なお、内部留保金につきましては、汚染土壌処理設備及び環境分析機器等の充実のための設備投資を進めてまいりたいと存じます。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,600,000株  
(2) 発行済株式の総数 13,972,571株（自己株式29株を除く）  
(3) 当事業年度末の株主数 3,298名  
(4) 上位12名の株主

| 株 主 名                               | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 ダ イ セ キ                     | 7,547,200株 | 54.01%  |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社（信託口）       | 702,600株   | 5.02%   |
| ステイトストリートバンクアンド<br>トラストカンパニー 505025 | 481,200株   | 3.44%   |
| 株 式 会 社 イ ト ジ                       | 288,000株   | 2.06%   |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社（信託口）         | 210,100株   | 1.50%   |
| バンク カントナール<br>ヴォードワーズ オーディナリー       | 200,000株   | 1.43%   |
| メロンバンク トリーデイス<br>クライアーツ オムニバス       | 186,100株   | 1.33%   |
| 東 京 海 上 日 動 火 災<br>保 険 株 式 会 社      | 176,000株   | 1.25%   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                       | 160,000株   | 1.14%   |
| 株 式 会 社 中 京 銀 行                     | 160,000株   | 1.14%   |
| 新東昭不動産株式会社                          | 160,000株   | 1.14%   |
| 株 式 会 社 タ ケ エ イ                     | 160,000株   | 1.14%   |

(注) 持株比率は自己株式（29株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年2月29日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                         |
|----------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 二宮利彦  | 株式会社グリーンアローズ中部取締役<br>株式会社グリーンアローズ九州取締役                                               |
| 専務取締役    | 山本浩也  | 環境事業本部長<br>株式会社グリーンアローズ中部代表取締役社長<br>株式会社グリーンアローズ九州代表取締役社長<br>株式会社グリーンアローズホールディングス取締役 |
| 常務取締役    | 鈴木隆治  | 環境事業本部副本部長                                                                           |
| 取締役      | 村上実   | 企画管理本部長<br>株式会社グリーンアローズ中部監査役<br>株式会社グリーンアローズ九州監査役                                    |
| 取締役      | 松岡容正  | 名古屋事業部ゼネラルマネージャー                                                                     |
| 常勤監査役    | 富田喜久夫 |                                                                                      |
| 監査役      | 辻哲治   |                                                                                      |
| 監査役      | 田上順一  | 株式会社アイ・シー・アール社外監査役                                                                   |
| 監査役      | 坂部孝夫  | 株式会社ダイセキ社外監査役                                                                        |

- (注) 1. 監査役辻哲治氏及び監査役田上順一氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、田上順一氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出しています。
3. 平成27年5月27日開催の第19回定時株主総会において、松岡容正氏は取締役に選任され就任いたしました。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る役員の報酬等の総額

| 区分               | 支給人員      | 報酬等の額         | 親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等の額 |
|------------------|-----------|---------------|--------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(-) | 105百万円<br>(-) | 一百万円<br>(-)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 12<br>(2)     | 1<br>(-)                 |
| 合計               | 9         | 118           | 1                        |

- (注) 1. 株主総会の決議（平成11年5月27日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は年額300百万円であり、監査役報酬限度額は年額300百万円であります。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額9百万円を含めております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 監査役田上順一氏は、株式会社アイ・シー・アールの社外監査役であります。当社と株式会社アイ・シー・アールとの間に重要な取引関係はありません。

#### ② 社外役員の主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況等

| 地 位 | 氏 名     | 取締役会（19回開催） |        | 監査役会（13回）開催 |        |
|-----|---------|-------------|--------|-------------|--------|
|     |         | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 監査役 | 辻 哲 治   | 19          | 100.0% | 13          | 100.0% |
| 監査役 | 田 上 順 一 | 19          | 100.0% | 13          | 100.0% |

#### (注) 取締役会及び監査役会における発言状況

監査役辻哲治氏は、主にコンプライアンスの見地から、監査役田上順一氏は主に財務の安全性及び事業の健全性の見地から、それぞれ意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、内部監査等について適宜必要な発言を行っております。

#### ③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

社外取締役を置くことについて社会的要請が高まっていることは十分認識しておりますが、当社は社外取締役を置くことが相当でないと考え選任しておりません。

その理由は、当社の事業内容は極めて専門性が高く、属人的な経験の蓄積に基づく機動的な判断が不可欠であるという特性等から、これに精通する専門家の社外取締役を探すことが非常に難しく、また加えて、取締役の業務の適法性については、社外監査役を含む監査役会で、充実した監査が行われており、社外取締役を置かなくともガバナンスに懸念はないと考えております。

しかしながら今般、社外取締役として相応しい候補者が見つかったため、平成28年5月25日開催予定の第20回定時株主総会において選任いただく予定にしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- |                                         |       |
|-----------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 18百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円 |

(注) 上記①の報酬等の額には公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額を記載しております。当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議内容及び運用状況の概要

当社は下記のとおり「内部統制基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備を図っております。

「内部統制基本方針」

### (1) 基本的な考え方

- ①当会社は「倫理憲章」において「社会的役割と責任」「法令等の遵守」「人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成」の3項目を企業行動の指針として掲げ、社会とともに成長・発展していくことを基本姿勢としている。当業界のリーダー企業として永続的な発展を遂げていくために、内部統制システムを整備し、倫理憲章の具体化を図る。
- ②取締役会は、内部統制基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備・運用状況をチェックし、適宜、基本方針・対応策の見直しを行う。
- ③代表取締役社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心に具体的に展開する。

### (2) 当会社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当会社の定める「倫理綱領（経営理念）（倫理憲章）（行動規範）」を代表取締役社長の強いリーダーシップのもと、当会社及び子会社の役職員一同が繰り返し勉強し、企業としての社会的役割、責任を自覚し、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を全員が修得することを徹底する。
- ②代表取締役社長を長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ③当会社及び子会社の取締役、監査役及び各部門のコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会へ報告する体制を構築しており、その徹底を図っていく。当会社及び子会社の使用人が直接通報・相談することを可能とするコンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の存在意義と認識を徹底する。通報・相談を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を徹底する。通報・相談を行った者に対しては別途定めた「公益通報者保護規程」に従い対応することとし、内容により適宜の情報開示を実施する。

- ④当会社及び子会社の内部監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
- ⑤当会社及び子会社の使用人の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会から企画管理本部に処分を求め、役員の方令・定款違反についてはコンプライアンス委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。
- ⑥反社会的勢力による不当要求等の対応を所管する部署を当会社企画管理本部とし、当会社及び子会社は、対応マニュアルの整備と教育を行う。反社会的勢力には警察等関係機関と連携し、毅然と対応する。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①代表取締役社長は、企画管理本部及び担当取締役に指示し、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、全社的に管理する「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- ②取締役及び監査役は必要に応じこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(4) 当会社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク管理規程」を制定し、リスクマップを作成するとともにリスク分類ごとの責任部門を定める。代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を組織し、当会社及び子会社のリスクを網羅的・総括的に管理する。重要度の高いリスクについては対応策を決定し、リスクコントロールに努める。新たに生じたリスクについては、すみやかに担当部門を定めるものとする。
- ②内部監査室は部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、改善策を審議・決定する。

(5) 当会社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下のとおり経営管理をきめ細かく行うことにより、当会社及び子会社の取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ①「取締役会規程」「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」の見直しによる権限・意思決定ルールの明確化
- ②取締役・ゼネラルマネージャー・常勤監査役・子会社の取締役を構成員とするグループ合同経営会議（以下、「業務運営会議」という。）の充実と情報伝達の迅速化
- ③業務運営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施



- (6) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する事項
- ① 当会社及び子会社における内部統制の構築を目指し、月1回の業務運営会議を通じ、指示・要請等の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
  - ② 当会社の取締役・ゼネラルマネージャー・子会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ③ 当会社の内部監査室は、当会社及び子会社の内部監査により、グループ企業間の業務が適正に行われていることを確認する。
  - ④ 「関係会社管理規程」を制定し、子会社から当会社への事前協議事項及び報告事項を明確に定め、協議・報告体制の確立を図る。
- (7) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当会社は、当面補助する使用人を設置しない。ただし、監査役会が必要と認め、設置要請がある場合には、すみやかに設置することとする。また、その使用人は社内組織から独立したものとする。
  - ② 監査役は、内部監査室員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮・命令は受けないものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の当該使用人に対する指示が確実に実行されるよう協力するものとする。
- (8) 当会社及び子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、ならびに当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議し、取締役は次に定める事項を報告することとする。
    - イ 取締役会で決議された事項
    - ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - ハ 毎月の経営状況で重要な事項
    - ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
    - ホ 重大な法令・定款違反

へ コンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の通報・相談状況及び内容

ト その他コンプライアンス上重要な事項

②使用人は前項口及びホに関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

報告した者に対しては別途定める「公益通報者保護規程」により、不利益な取り扱いがないよう徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に伴い生ずる費用等については、監査役はその効率性・適正性について留意し、別途定める「監査役監査基準」に従い会社に償還請求することができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
「監査役会規則」「監査役会の権限」による職務分担の明確化を図り、代表取締役社長との定期的な意見交換及び会計監査人の「マネジメント・レター」等による定期的情報交換を実施する。また、必要に応じて顧問弁護士等による助言を受けることができる体制を構築する。

上記の内部統制システムの運用状況は以下のとおりであります。

- ・グループ共通の倫理綱領のもと、社内ホームページや諸会議を通じて、経営理念の浸透や法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、有効な内部通報体制の整備や監査役及び内部監査室による監査及び部門内勉強会等によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。
- ・リスク管理体制につきましては、代表取締役社長を本部長とするリスク管理委員会を設置し、各部門で収集されたリスク情報が、すみやかにリスク管理統括責任者に集約され、その情報をもとに、迅速かつ適切な対応が取れるよう努めております。

# 連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額         | 科 目           | 金 額         |
|-----------|-------------|---------------|-------------|
| (資産の部)    |             | (負債の部)        |             |
| 流動資産      | (6,736,529) | 流動負債          | (3,800,649) |
| 現金及び預金    | 2,708,537   | 支払手形及び買掛金     | 1,216,839   |
| 受取手形及び売掛金 | 3,534,222   | 短期借入金         | 840,000     |
| たな卸資産     | 290,882     | 1年内返済予定の長期借入金 | 299,796     |
| 繰延税金資産    | 97,539      | 未払法人税等        | 862,107     |
| その他       | 136,071     | 賞与引当金         | 59,497      |
| 貸倒引当金     | △30,724     | その他           | 522,409     |
| 固定資産      | (7,805,899) | 固定負債          | (943,994)   |
| 有形固定資産    | 7,265,868   | 長期借入金         | 725,323     |
| 建物及び構築物   | 1,716,413   | リース債務         | 83,073      |
| 機械装置及び運搬具 | 882,413     | 役員退職慰労引当金     | 72,077      |
| 土地        | 4,483,725   | 退職給付に係る負債     | 59,993      |
| リース資産     | 137,182     | その他           | 3,528       |
| 建設仮勘定     | 18,854      | 負債合計          | 4,744,643   |
| その他       | 27,279      | (純資産の部)       |             |
| 無形固定資産    | 8,115       | 株主資本          | (9,494,886) |
| 投資その他の資産  | 531,915     | 資本金           | 2,248,438   |
| 投資有価証券    | 282,060     | 資本剰余金         | 2,043,951   |
| 繰延税金資産    | 155,493     | 利益剰余金         | 5,202,535   |
| その他       | 134,322     | 自己株式          | △39         |
| 貸倒引当金     | △39,960     | その他の包括利益累計額   | (60,377)    |
| 資産合計      | 14,542,429  | その他有価証券評価差額金  | 60,027      |
|           |             | 退職給付に係る調整累計額  | 350         |
|           |             | 少数株主持分        | (242,522)   |
|           |             | 純資産合計         | 9,797,785   |
|           |             | 負債純資産合計       | 14,542,429  |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金       | 額          |
|-----------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                       |         | 19,086,214 |
| 売 上 原 価                     |         | 15,482,981 |
| 売 上 総 利 益                   |         | 3,603,232  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 1,086,286  |
| 営 業 利 益                     |         | 2,516,945  |
| 営 業 外 収 益                   |         |            |
| 受 取 利 息                     | 41      |            |
| 受 取 配 当 金                   | 4,225   |            |
| 保 険 金 収 入                   | 6,406   |            |
| そ の 他                       | 4,488   | 15,161     |
| 営 業 外 費 用                   |         |            |
| 支 払 利 息                     | 7,177   |            |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損           | 2,735   |            |
| そ の 他                       | 212     | 10,126     |
| 経 常 利 益                     |         | 2,521,980  |
| 特 別 利 益                     |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 4,499   | 4,499      |
| 特 別 損 失                     |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 372     |            |
| 減 損 損 失                     | 86,069  | 86,442     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 2,440,038  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 967,879 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △68,313 | 899,566    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 1,540,471  |
| 少 数 株 主 利 益                 |         | 24,229     |
| 当 期 純 利 益                   |         | 1,516,242  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から)  
(平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |           |         |           |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
|                           | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                 | 2,248,438 | 2,043,951 | 3,780,317 | —       | 8,072,707 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |           |           | 29,257    |         | 29,257    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 2,248,438 | 2,043,951 | 3,809,575 | —       | 8,101,965 |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |           |           | △111,780  |         | △111,780  |
| 当 期 純 利 益                 |           |           | 1,516,242 |         | 1,516,242 |
| 自 己 株 式 の 取 得             |           |           |           | △39     | △39       |
| 連 結 範 囲 の 変 動             |           |           | △11,500   |         | △11,500   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |         |           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —         | —         | 1,392,960 | △39     | 1,392,920 |
| 当 期 末 残 高                 | 2,248,438 | 2,043,951 | 5,202,535 | △39     | 9,494,886 |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |                         | 少 持 株 主 分 |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------|
|                           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 |           |
| 当 期 首 残 高                 | 98,589                  | △662                    | 193,788   |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |                         |                         |           |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 98,589                  | △662                    | 193,788   |
| 連結会計年度中の変動額               |                         |                         |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |                         |                         |           |
| 当 期 純 利 益                 |                         |                         |           |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                         |                         |           |
| 連 結 範 囲 の 変 動             |                         |                         |           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △38,562                 | 1,012                   | 48,733    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △38,562                 | 1,012                   | 48,733    |
| 当 期 末 残 高                 | 60,027                  | 350                     | 242,522   |

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社グリーンアローズ中部

株式会社グリーンアローズ九州

なお、株式会社グリーンアローズ九州は重要性が増したため、当連結会計年度より連結範囲に含めております。

#### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社グリーンアローズホールディングス）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 記載金額

表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### ② 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- |                         |                                                                  |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------|
| イ. 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物及び構築物 7～50年<br>機械装置及び運搬具 2～15年 |
| ロ. 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。            |
| ハ. リース資産                | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                              |

④ 重要な引当金の計上基準

- |              |                                                                                    |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| イ. 貸倒引当金     | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ. 賞与引当金     | 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。                                             |
| ハ. 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。                                     |

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- |                   |                                                                                                                     |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ. 退職給付に係る負債の計上基準 | 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込み額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>なお、数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。 |
| ロ. 消費税等の会計処理      | 税抜方式を採用しております。                                                                                                      |
| ハ. 仕掛品            | 処理未完了の取引において発生した原価等を計上しております。                                                                                       |

## 2. 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から、給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎にする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が45,290千円減少し、利益剰余金が29,257千円増加しております。また、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

## 3. 表示方法の変更

固定資産の「長期貸付金」（当連結会計年度2,263千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

営業外収益の「保険金収入」（前連結会計年度2,760千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記し、前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受取地代家賃」（当連結会計年度1,490千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

営業外費用の「投資事業組合運用損」（前連結会計年度1,651千円）は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。



#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) たな卸資産の内訳

|          |           |
|----------|-----------|
| 商品及び製品   | 5,193千円   |
| 仕掛品      | 267,677千円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 18,011千円  |

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,242,835千円 |
|--------------------|-------------|

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

##### 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場所               | 用途             | 種類            |
|------------------|----------------|---------------|
| リサイクル事業（愛知県名古屋市） | 廃蛍光管破砕設備       | 建物、機械装置及び土地等  |
| BDF事業（愛知県東海市）    | バイオディーゼル燃料製造設備 | 建物、構築物及び機械装置等 |

当社グループは、原則として事業用資産については事業ごとにグルーピングを行っております。

リサイクル事業については、LED化の進行による需要の減退のため、また、BDF事業については、予想し得ない市況の変化に伴うバイオディーゼル燃料の価格低下のため、それぞれの事業に係る資産の帳簿価額を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失（リサイクル事業41,617千円、BDF事業44,451千円、合計86,069千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物19,208千円、機械及び運搬具26,628千円、土地39,150千円、その他1,081千円であります。

当資産グループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については不動産鑑定基準に基づく評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式  | 6,986,300株   | 6,986,300株   | 一株           | 13,972,600株 |

(注) 平成27年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

##### (2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式  | 一株           | 29株          | 一株           | 29株         |

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日       |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成27年5月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 69,863         | 10              | 平成27年2月28日 | 平成27年5月28日  |
| 平成27年9月30日<br>取締役会   | 普通株式  | 41,917         | 6               | 平成27年8月31日 | 平成27年10月27日 |

当社は、平成27年9月1日を効力発生日として普通株式1株を2株に分割しております。  
なお、1株当たり配当額は、当該株式分割が行われる前の金額を記載しております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年5月25日開催予定の第20回定時株主総会に次のとおり付議する予定であります。

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当の原<br>資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年5月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余<br>金 | 41,917         | 3               | 平成28年2月29日 | 平成28年5月26日 |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により実施しております。なお、デリバティブ取引は原則として行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権に係る取引先企業の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として取引関係強化のために取得した株式等であり、市場価格の変動リスク等に対しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務及び未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

短期借入金は主として運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主として設備資金に係る資金調達であります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2.参照)

|                           | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価 (千円)  | 差 額 (千円) |
|---------------------------|--------------------|-----------|----------|
| (1) 現金及び預金                | 2,708,537          | 2,708,537 | —        |
| (2) 受取手形及び売掛金             | 3,534,222          | 3,534,222 | —        |
| (3) 投資有価証券                | 176,880            | 176,880   | —        |
| 資 産 計                     | 6,419,639          | 6,419,639 | —        |
| (4) 支払手形及び買掛金             | 1,216,839          | 1,216,839 | —        |
| (5) 短期借入金                 | 840,000            | 840,000   | —        |
| (6) 未払法人税等                | 862,107            | 862,107   | —        |
| (7) 長期借入金<br>(1年内返済予定を含む) | 1,025,119          | 1,029,898 | 4,779    |
| (8) リース債務<br>(1年内返済予定を含む) | 131,080            | 130,799   | △280     |
| 負 債 計                     | 4,075,146          | 4,079,645 | 4,498    |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格等によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金(1年内返済予定を含む)、(8) リース債務(1年内返済予定を含む)

それぞれ時価については、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分              | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|-----------------|----------------|
| 非上場株式           | 59,700         |
| 投資事業有限責任組合等への出資 | 45,480         |

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 683円85銭
- (2) 1株当たり当期純利益 108円51銭

当社は、平成27年9月1日を効力発生日として普通株式1株を2株に分割しております。

当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額                | 科 目            | 金 額                |
|-------------------|--------------------|----------------|--------------------|
| <b>(資産の部)</b>     |                    | <b>(負債の部)</b>  |                    |
| <b>流動資産</b>       | <b>(6,683,358)</b> | <b>流動負債</b>    | <b>(3,541,913)</b> |
| 現金及び預金            | 2,624,721          | 支払手形           | 173,165            |
| 受取手形              | 163,747            | 買掛金            | 1,002,653          |
| 売掛金               | 3,238,834          | 短期借入金          | 700,000            |
| たな卸資産             | 285,113            | 1年内返済予定の長期借入金  | 299,796            |
| 前渡金               | 949                | リース債務          | 48,006             |
| 前払費用              | 4,755              | 未払金            | 103,315            |
| 繰延税金資産            | 95,529             | 未払費用           | 44,377             |
| 関係会社短期貸付金         | 165,000            | 未払法人税等         | 853,718            |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 12,000             | 未払消費税          | 190,017            |
| その他               | 123,432            | 前受金            | 49,481             |
| 貸倒引当金             | △30,724            | 預り金            | 8,008              |
| <b>固定資産</b>       | <b>(7,164,739)</b> | 賞与引当金          | 55,724             |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>6,230,543</b>   | 設備関係支払手形       | 13,646             |
| 建物                | 952,700            | その他            | 3                  |
| 構築物               | 435,061            | <b>固定負債</b>    | <b>(944,511)</b>   |
| 機械及び装置            | 145,018            | 長期借入金          | 725,323            |
| 車両運搬具             | 34,812             | リース債務          | 83,073             |
| 工具、器具及び備品         | 23,847             | 退職給付引当金        | 60,510             |
| 土地                | 4,483,725          | 役員退職慰労引当金      | 72,077             |
| リース資産             | 137,182            | その他            | 3,528              |
| 建設仮勘定             | 18,194             | <b>負債合計</b>    | <b>4,486,424</b>   |
| <b>無形固定資産</b>     | <b>7,616</b>       | <b>(純資産の部)</b> |                    |
| ソフトウェア            | 7,445              | <b>株主資本</b>    | <b>(9,301,646)</b> |
| その他               | 170                | 資本金            | 2,248,438          |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>926,580</b>     | 資本剰余金          | 2,043,951          |
| 投資有価証券            | 232,560            | 資本準備金          | 2,043,951          |
| 関係会社株式            | 150,300            | 利益剰余金          | 5,009,295          |
| 従業員に対する長期貸付金      | 2,263              | 利益準備金          | 1,300              |
| 関係会社長期貸付金         | 297,000            | その他利益剰余金       | 5,007,995          |
| 破産更生債権等           | 39,960             | 繰越利益剰余金        | 5,007,995          |
| 長期前払費用            | 3,075              | 自己株式           | △39                |
| 繰延税金資産            | 152,367            | 評価・換算差額等       | (60,027)           |
| 保険積立金             | 74,642             | その他有価証券評価差額金   | 60,027             |
| その他               | 14,371             | <b>純資産合計</b>   | <b>9,361,673</b>   |
| 貸倒引当金             | △39,960            | <b>負債純資産合計</b> | <b>13,848,097</b>  |
| <b>資産合計</b>       | <b>13,848,097</b>  |                |                    |

# 損 益 計 算 書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |            |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 17,910,407 |
| 売 上 原 価               |         | 14,506,053 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,404,353  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 971,103    |
| 営 業 利 益               |         | 2,433,250  |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息               | 1,928   |            |
| 受 取 配 当 金             | 10,057  |            |
| 受 取 地 代 家 賃           | 27,234  |            |
| 保 険 料 収 入             | 6,406   |            |
| そ の 他                 | 3,529   | 49,155     |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 6,516   |            |
| 固 定 資 産 賃 貸 費 用       | 34,829  |            |
| そ の 他                 | 2,948   | 44,294     |
| 経 常 利 益               |         | 2,438,110  |
| 特 別 損 失               |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 372     |            |
| 減 損 損 失               | 86,069  | 86,442     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 2,351,668  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 941,268 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △80,050 | 861,218    |
| 当 期 純 利 益             |         | 1,490,449  |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

|                                          | 株 主 資 本   |                |              |                    |         | 評 価 ・ 換<br>算 差 額 等 |                               |
|------------------------------------------|-----------|----------------|--------------|--------------------|---------|--------------------|-------------------------------|
|                                          | 資 本 金     | 資 本 金<br>剰 余   | 利 益 剰 余 金    |                    | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計     | そ の 他 有 価<br>証 券 評 価 差<br>額 金 |
|                                          |           | 資 本 金<br>準 備 金 | 利 益<br>準 備 金 | そ の 他 利<br>益 剰 余 金 |         |                    |                               |
| 当 期 首 残 高                                | 2,248,438 | 2,043,951      | 1,300        | 3,600,069          | —       | 7,893,759          | 98,589                        |
| 会 計 方 針 の 変 更 に よ る<br>累 積 的 影 響 額       |           |                |              | 29,257             |         | 29,257             |                               |
| 会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た<br>当 期 首 残 高     | 2,248,438 | 2,043,951      | 1,300        | 3,629,326          | —       | 7,923,016          | 98,589                        |
| 当 期 変 動 額                                |           |                |              |                    |         |                    |                               |
| 剰 余 金 の 配 当                              |           |                |              | △111,780           |         | △111,780           |                               |
| 当 期 純 利 益                                |           |                |              | 1,490,449          |         | 1,490,449          |                               |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |           |                |              |                    | △39     | △39                |                               |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |           |                |              |                    |         |                    | △38,562                       |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | —         | —              | —            | 1,378,669          | △39     | 1,378,629          | △38,562                       |
| 当 期 末 残 高                                | 2,248,438 | 2,043,951      | 1,300        | 5,007,995          | △39     | 9,301,646          | 60,027                        |



## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 記載金額

表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

### (2) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～44年

構築物 7～50年

機械及び装置 4～15年

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込み額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の

差異は、その発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理方法とは異なっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

③ 仕掛品

処理未完了の取引において発生した原価等を計上しております。

## 2. 会計方針の変更

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から、給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎にする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が45,290千円減少し、繰越利益剰余金が29,257千円増加しております。また、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

### 3. 表示方法の変更

流動負債の「未払消費税」（前事業年度28,622千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

営業外収益の「保険金収入」（前事業年度2,760千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) たな卸資産の内訳

|          |           |
|----------|-----------|
| 商品及び製品   | 3,081千円   |
| 仕掛品      | 267,677千円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 14,354千円  |

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,559,282千円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 184,713千円 |
| ② 長期金銭債権 | 309,000千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 4,926千円   |

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| ① 売上高             | 275,539千円 |
| ② 仕入高等            | 119,211千円 |
| ③ 営業取引以外の取引による取引高 | 35,543千円  |

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 29株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 貸倒引当金     | 21,545千円  |
| 賞与引当金     | 18,221千円  |
| 退職給付引当金   | 19,486千円  |
| 役員退職慰労引当金 | 23,208千円  |
| 減価償却資産    | 109,681千円 |
| 未払事業税     | 59,867千円  |
| 減損損失      | 27,863千円  |
| その他       | 10,224千円  |
| 繰延税金資産小計  | 290,100千円 |
| 評価性引当額    | △13,695千円 |
| 繰延税金資産合計  | 276,405千円 |

(繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △28,508千円 |
| 繰延税金負債合計     | △28,508千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 247,896千円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称         | 所在地       | 資本金又は出資金(千円) | 事業内容                    | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                  | 取引の内容           | 取引金額(千円)<br>(注)3 | 科目        | 期末残高(千円) |
|-----|----------------|-----------|--------------|-------------------------|-------------------|----------------------------|-----------------|------------------|-----------|----------|
| 子会社 | 株式会社グリーンアローズ中部 | 愛知県東海市    | 90,000       | 廃ポリク<br>石膏ド<br>サイ処<br>理 | (所有)<br>直接54.0    | 工場土地・建物等の賃貸、資金の貸付<br>役員の兼任 | 工場土地・建物等の賃貸(注)1 | 13,587           | 未収入金      | 4,115    |
|     |                |           |              |                         |                   |                            | 資金の貸付(注)2       | 370,000          | 関係会社短期貸付金 | 90,000   |
|     |                |           |              |                         |                   |                            | 利息の受取(注)2       | 1,742            | 関係会社長期貸付金 | 280,000  |
| 子会社 | 株式会社グリーンアローズ九州 | 福岡県糟屋郡宇美町 | 90,000       | 廃ポリク<br>石膏ド<br>サイ処<br>理 | (所有)<br>直接58.0    | 工場土地・建物等の賃貸、資金の貸付<br>役員の兼任 | 工場土地・建物等の賃貸(注)1 | 12,888           | 未収入金      | 2,211    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格を勘案して交渉の上決定しております。  
 2. 市場金利を勘案して交渉の上決定しております。  
 3. 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 670円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 106円66銭 |

当社は、平成27年9月1日を効力発生日として普通株式1株を2株に分割しております。  
当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年4月14日

株式会社ダイセキ環境ソリューション

取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 高橋 寿佳 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 坂部 彰彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセキ環境ソリューションの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセキ環境ソリューション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月14日

株式会社ダイセキ環境ソリューション

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 高橋 寿佳 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 坂部 彰彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセキ環境ソリューションの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。



監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制

(内部統制システム) について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月15日

|                        |   |       |   |
|------------------------|---|-------|---|
| 株式会社ダイセキ環境ソリューション 監査役会 |   |       |   |
| 常勤監査役                  | 富 | 田 喜久夫 | Ⓜ |
| 社外監査役                  | 辻 | 哲 治   | Ⓜ |
| 社外監査役                  | 田 | 上 順 一 | Ⓜ |
| 監 査 役                  | 坂 | 部 孝 夫 | Ⓜ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類  
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 金3円 総額 41,917,713円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年5月26日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加・減少とも該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行するために、定款の一部を変更するものであります。

(2) 業務執行を行わない取締役が、責任限定契約を締結することにより、期待される役割を十分に果たすことができるようにするとともに、今後も有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

なお、責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の変更に伴う所要の変更等を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会終結の時に、その効力が発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)<br/>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査役</u><br/>(3) <u>監査役会</u><br/>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)<br/>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(削除)<br/>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、存任取締役の任期の満了する時までとする。</p>                                                                                                       | <p>(削除)</p>                                                                                                                                     |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                | <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                         |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                | <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>                                                       |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                | <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</p>                                                                                                                   |
| <p>第22条 (条文省略)</p>                                                                                                                                         | <p>第22条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>                                                                 |
| <p>(取締役会の招集通知)<br/>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第24条～第26条 (条文省略)</p>                                                                                                                                    | <p>第25条～第27条 (現行どおり)</p>                                                                                                                        |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                | <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>                       |

| 現行定款                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の報酬等)<br/> <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                  | <p>(取締役の報酬等)<br/> <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>                       |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                              | <p>(取締役の責任免除)</p>                                                                                                                               |
|                                                                                                                                          | <p><u>第30条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>                                                                                                              | <p>(削除)</p>                                                                                                                                     |
| <p>(監査役の員数)</p>                                                                                                                          | <p>(削除)</p>                                                                                                                                     |
| <p><u>第28条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p>                                                                                                      |                                                                                                                                                 |
| <p>(監査役の選任方法)</p>                                                                                                                        | <p>(削除)</p>                                                                                                                                     |
| <p><u>第29条</u> 監査役は、株主総会において選任する。<br/> 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                           |                                                                                                                                                 |
| <p>(監査役の任期)</p>                                                                                                                          | <p>(削除)</p>                                                                                                                                     |
| <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/> 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> |                                                                                                                                                 |
| <p>(常勤の監査役)</p>                                                                                                                          | <p>(削除)</p>                                                                                                                                     |
| <p><u>第31条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                            |                                                                                                                                                 |

| 現行定款                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集通知)<br/> <u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                |
| <p>(監査役会の決議方法)<br/> <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                    | <p>(削除)</p>                                                                                                |
| <p>(監査役の報酬等)<br/> <u>第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                       | <p>(削除)</p>                                                                                                |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                    | <p><u>第5章 監査等委員会</u></p>                                                                                   |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                    | <p>(監査等委員会の招集通知)<br/> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| <p>第6章 計 算</p>                                                                                                                                                 | <p>第6章 計 算</p>                                                                                             |
| <p><u>第35条～第38条</u> (条文省略)</p>                                                                                                                                 | <p><u>第32条～第35条</u> (現行どおり)</p>                                                                            |



**第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役5名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

| 候補者<br>番号 | 氏名（生年月日）                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況）                                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1         | にのみや としひこ<br>二宮利彦<br>(昭和36年5月10日生) | 平成8年5月 株式会社ダイセキ取締役<br>(平成16年2月退任)<br>平成11年5月 当社取締役副社長<br>平成12年3月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成21年3月 株式会社グリーンアローズ中部取締役（現任）<br>平成25年6月 株式会社グリーンアローズ九州取締役（現任） | 93,200株             |

| 候補者<br>番号 | 氏名（生年月日）                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況）                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2         | やまもと ひろや<br>山本浩也<br>(昭和43年5月23日生)  | 平成14年3月 株式会社ダイセキ入社<br>平成16年2月 当社取締役環境事業本部<br>長<br>平成19年9月 株式会社グリーンアロー<br>ズホールディングス取締<br>役（現任）<br>平成20年5月 当社常務取締役環境事業<br>本部長<br>平成20年5月 株式会社グリーンアロー<br>ズ中部代表取締役社長<br>（現任）<br>平成24年3月 株式会社グリーンアロー<br>ズ九州代表取締役社長<br>（現任）<br>平成25年5月 当社専務取締役環境事業<br>本部長（現任） | 99,600株             |
| 3         | すずき りゅうじ<br>鈴木隆治<br>(昭和37年10月30日生) | 平成17年1月 当社入社<br>平成17年3月 当社東京本社統轄部長<br>平成19年5月 当社取締役東京本社統括<br>部長<br>平成22年9月 システム機工株式会社取<br>締役<br>平成25年9月 当社取締役環境事業本部<br>副本部長<br>平成27年5月 当社常務取締役環境事業<br>本部副本部長<br>平成28年3月 当社常務取締役環境事業<br>本部副本部長西日本エリ<br>ア・本社事業部統括担当<br>（現任）                               | 6,800株              |

| 候補者<br>番号 | 氏名（生年月日）                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況）                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4         | むらかみ みのる<br>村上 実<br>(昭和26年10月21日生)  | 平成16年2月 当社入社<br>平成16年5月 当社取締役企画管理部長<br>平成20年3月 当社取締役企画管理本部長（現任）<br>平成21年3月 株式会社グリーンアローズ中部監査役（現任）<br>平成25年6月 株式会社グリーンアローズ九州監査役（現任）                            | 16,000株             |
| 5         | まつおか やすまさ<br>松岡 容正<br>(昭和47年1月12日生) | 平成13年2月 当社入社<br>平成19年3月 当社環境事業本部関西支社支社長<br>平成21年3月 当社環境事業本部名古屋事業部ゼネラルマネージャー<br>平成27年5月 当社取締役環境事業本部名古屋事業部ゼネラルマネージャー<br>平成28年3月 当社取締役環境事業本部副本部長東日本エリア事業部担当（現任） | 3,300株              |

(注) 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

| 候補者<br>番号 | 氏名（生年月日）                                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況）                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1         | [新任]<br>とみた きくお<br>富田 喜久夫<br>(昭和32年11月12日生) | 平成13年3月 当社入社<br>平成26年5月 当社監査役就任（現任）                                                                                              | 6,600株              |
| 2         | [新任]<br>ふじい としお<br>藤井 敏夫<br>(昭和24年6月26日生)   | 平成20年4月 愛知県環境部長<br>平成25年7月 中部国際空港連絡鉄道株式会社代表取締役専務取締役<br>平成27年9月 公益財団法人名古屋産業科学研究所アドバイザー（現任）<br>平成27年11月 株式会社S Y Sホールディングス社外取締役（現任） | 一株                  |

| 候補者<br>番号 | 氏名（生年月日）                                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況）                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3         | [新任]<br>おざき ひろゆき<br>尾崎 弘之<br>(昭和35年4月17日生) | 平成2年5月 ニューヨーク大学スター<br>ン・スクールオブビジネ<br>ス終了（MBA取得）<br>平成11年4月 ゴールドマンサックス投<br>信執行役員<br>平成21年4月 環境省「環境ビジネス市<br>場規模調査・雇用規模調<br>査対象業種・サービス検<br>討委員会」委員（現任）<br>平成23年4月 環境省「環境成長エンジ<br>ン研究会」委員（現任）<br>平成27年4月 神戸大学大学院経営学研<br>究科教授（現任） | 一株                  |

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井敏夫氏及び尾崎弘之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
- 藤井敏夫氏は、長きに亘り環境行政に携わってきた経歴を有しております。今後は、監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 尾崎弘之氏は、民間企業数社の要職を歴任する一方、環境省の複数の委員としての活動も続けておられます。今後は、監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 本議案の承認可決を条件として、藤井敏夫氏及び尾崎弘之氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に、独立役員として届出る予定であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成11年5月27日開催の第3回定時株主総会において年額3億円以内と決議いただき今日に至っております。

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、年額3億円以内とさせていただくこと、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものであります。

現在の取締役は5名であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円以内とさせていただくこと、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

メ

モ

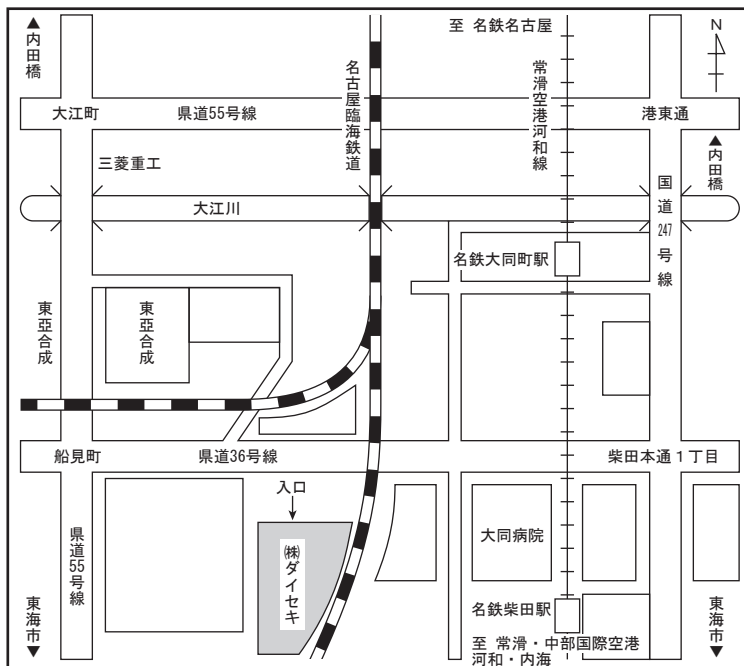
Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市港区船見町1番地86

株式会社ダイセキ 本社ビル 4階 会議室

TEL (052) 611-6350



## 交通機関

名古屋鉄道 常滑・中部国際空港・河和・内海方面

「名鉄金山駅」より6駅目「名鉄柴田駅」下車、徒歩約13分

※名鉄柴田駅は普通列車のみ停車となります。

なお、名古屋駅方面よりお越しの株主様は、名鉄金山駅で普通列車にお乗換えください。

## 送迎車

「名鉄柴田駅西出口」に午前8時50分より午前9時50分までの間、会場までの送迎用としてタクシーを用意いたしておりますのでご利用ください。